

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
25	B 地方に対する規制緩和	その他	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合(システム改修に期間を要す)には、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。)	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)において、投票所経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の集積報告等は、選挙ごとに発出される国(総務省自治行政局選挙部管理課)からの通知に基づき実施している。 【支障事例】 本県では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選管から報告される投票票データの集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。(履行期間約数ヶ月)当業務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。	【制度改正の必要性】 迅速かつ正確な投票票データの集計のために、システムは必要不可欠である。なお、システムのレンタル費用等は執行経費として認められており、改修費用についても、短期間で済めば、認められるものと思われる。 【懸念の解消策】 本件のように、改修の要因が法改正等により明らかであり、かつ履行期間等により通常のルールでは、準備が間に合わない執行経費は、監督官庁(総務省)との協議を前提とした上で事前着手を認め、次期衆議院選挙執行時に実績報告を行い、2重にチェックすることで、適切な執行経費の計上が可能となると考えている。	総務省自治行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付け総行管第333号)	総務省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会			北海道、盛岡市、川崎市、大阪市、兵庫県、出雲市、山陽小野田市、高松市、福岡県、熊本市、中津市、沖縄県	○選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の表示登録に係る法改正時においては、特例的にシステム改修に係る経費について、国の予備費による補助制度が講じられたが、各市においては、システム改修が業者委託となるため、年度末までに間に合わず、結果的に表示登録部分の改修費が自治体の全額負担となった。 ○衆議院の区割り改定が行われた場合、投票速報システムの改修が必要となる。改修には一定の期間が必要である一方、改修着手は選挙執行年度と同年度でないため執行経費の対象とならないことから、衆議院の解散後でない改修に着手できず、対応に苦慮している。 ○民間企業が開発した名簿調製システム、期日前投票管理システム、当日投票システム及び開票システムを導入しているが、元号改正に伴う改修や公職選挙法の投票の無効事由の改正に伴う開票システムの改修に多額の経費を要している。公職選挙法の改正でシステムの改修が必要となる場合には多額の経費が必要となる。	国政選挙の執行のために行うシステム改修については、国政選挙ごとに国から地方公共団体に交付する地方公共団体委託費の対象となり得る。地方公共団体委託費は、国政選挙が執行される年度の予算に計上されるところ、当該年度以外に生じた経費について当該予算で措置することは、財政法(昭和22年法律第34号)に基づく会計年度独立の観点から、原則として認められないものである。
26	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に照って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審判員を指名して審理手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審判員意見書が提出された。改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審判で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくも、議会手続の終了を得たなければならない。加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることが、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。	審査請求人は早期に裁決を得ることができ、早期の権利利益の救済が図られる。 また、保育料決定処分に係る審査請求に限って言えば、公立・私立の保育所の違いによって審査請求人が裁決を得る時期の不均衡が解消される。	・地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項 ・行政不服審査法第43条	内閣府、総務省	下関市	新潟市、神戸市、高松市、宮崎市	○本市においては、地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところであるが、これに該当しない場合は、裁決の結論(認容/裁却)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報伏せられたとしても、事案の概要については知られることとなるため、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、原則として議会への諮問手続を経ることとされている。これは、給与に関する事務又は財務に関する事務(以下「給与等に関する事務」という。))に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められているところであるが、給与等に関する事務に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)(第7次地方分権一括法)において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後の報告とする旨の改正を行っているが、その際、給与等に関する事務に係る審査請求において、特に認容裁決となる場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本来審理に入る事案について、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。		
27	B 地方に対する規制緩和	その他	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するかが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができる。このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務を私人に委託することができることにより、自転車の保管・返還業務とともに徴収・収納業務も私人が実施可能となり、効率的な業務委託を実現できる。	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	内閣府、総務省	京都市	新潟市、熊本市	○当市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考えられる。 ○当市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納業務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。	【内閣府】 ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)(以下、「自転車法」という。))第6条は、同条第1項の条項で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管・公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。 ○地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務について、私人に委託することは、公益取扱いに関し適性を欠く恐れはないものと史料。 【総務省】 本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する處入に該当するかどうかについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
28	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は取納の事務を委託できるように求める制度改正	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について、「(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なる、債権回収業務が非効率になっている。	専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収業務を効率化することができる。	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	奈良県		宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県	○当市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡しを請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡し請求訴訟を提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額(以下、損害賠償金という)を徴収するとしている。明渡し請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、当市で直接対応している。提案団体と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 ○当市においても、家賃滞納者に対し、当市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定し、当市市営住宅条例施行細則第26条第2項において「当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額」と規定する。そして同様に、滞納家賃については弁護士に委託する一方、損害賠償金については職員で対応しており、非効率となっている。併せて、市営住宅退去物の建物修繕費に關しても、私人委託ができないため同様の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去した者は、敷金が滞納家賃に充てられるため、ほぼ建物補修費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行う一方、建物補修費は職員から催告を行う形となり、非効率が生じている。 ○当県においても、県営住宅退去者の滞納家賃と損害賠償金の回収業務では、滞納家賃は民間会社に委託し、損害賠償金については職員で行っており、非効率であると感じている。制度改革により、滞納家賃と損害賠償金の回収業務を一体的に委託することが可能になれば、回収方法の選択肢が増えることにより、効率化を図ることが期待できる。 ○当県では、県営住宅における高齢所得者への住宅明け渡し請求(県営住宅条例第29条3項)を実施しているが、明け渡し期限後、退去しない者に対し、近傍同種家賃額の2倍の額を損害金として徴収している。(県営住宅条例第30条2項)当該損害金は、地方自治法施行令第158条に規定されないため、県で規定及び徴収しているが、性質的には家賃に近く、家賃徴収を委託している先で家賃と同様の徴収事務を実施した方が効率的と考える。 ○当県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。	【総務省】 本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。 なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づき私人への公金取扱いの制限の緩和を認めているところ、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の効率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考え。 【国土交通省】 平成30年地方分権改革に関する提案募集における「損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正」に対する総務省の回答によると、地方公共団体の歳入の私人への徴収委託については、地方自治法施行令第158条に規定があるところ、同条第1項に掲げられる徴収委託を可能とする歳入の性質は、その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに關し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自身が徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとあり、個別法において徴収委託を可能とする規定をおくことを検討するとしても、上記回答を参考として、個別法に徴収委託の規定を設けている介護保険法等の例を見る限り、委託先を特に限定せず単に私人とする場合には、同様の性質が求められられることから、ご提案の公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金についても同様の性質が認められなければ徴収委託を可能とするは困難であると考えられる。 ここで、公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金は、「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、当該損害賠償金に対する考え方や額の決定については、事業主体である各地方公共団体に委ねられており、上記徴収委託を可能とする歳入の性質のうち、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」について、法令上担保されているとはいえないと考える。 また、仮に本提案が実現したとしても、明渡し請求に係る損害賠償金は公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金に限られるものではなく、例えば住居等を毀損した場合の損害賠償金については、結局のところ徴収できないのであれば、本提案実現による効果にも疑義が生じると考える。(なお、住居等を毀損した場合の損害賠償金についても、その程度に応じた額がその都度設定されることが容易に想定しうることから、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」と言えないことは同じである。) なお、不正等に係る金銭の徴収事務について、一般私人に委託していない例が他にもあるのであれば、そうした事務を委託することの是非について包括的に議論されるべきであり、公営住宅だけを取り上げて議論すべき内容ではないと考える。

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名		
31	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	【例：住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえ、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するものが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性同一性(性自認)」とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いことが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。	住民基本台帳事務関係様式から性別欄を削除することができれば、申請者の心理的負担を緩和することができ、申請者一人ひとりの人権に配慮した窓口対応が可能となる。	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)	総務省	特別区長会		石岡市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊明市、京都市、岩国市、徳島市	○申請者から性別を記載させることに対し、「性的虐待を受ける」と苦情を受けた事例がある。制度改革により、当事者の心理的不安が軽減される。 ○必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点からも不要な性別欄は廃止するのが適当ではないかと考える。	公的個人認証の電子証明書が記録される高度な本人確認書類である住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)に関する一時停止や暗証番号変更等の各種手続において、厳格・確実な本人確認を行う必要がある。この点、住民票コードは、全住民に重複しない数字として住民票に記載され、申請者を一意に特定することが可能であることから、これらの手続に係る申請書には住民票コードを記載させることとしている。 しかしながら、住民票コードが不明な場合もあることから、その際には住民票コードに代えて基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を記載させることとしている。これは、基本4情報がマイナンバーカードの記載事項や署名用電子証明書の記載事項とされているように、ある住民を特定する場合に最低限必要な情報であるからである。 したがって、「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)において示している住基カードに関する各種手続に係る様式から性別欄を削除することはできない。
32	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	マイナンバーカード本体と搭載された電子証明書の有効期間が一致していないことについて、有効期間の一致を含め、必要な対策を講じることにより、所有者の認識誤りによる電子証明書の失効を防ぐことができる。また、国や自治体への問い合わせが軽減されることが期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	総務省	特別区長会		苫小牧市、中標津市、大船渡市、いわき市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、新設市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、大村市	○有効期限の相違によるトラブルについては、おそらく全市町村が懸念している。 ○マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないことは、交付時に説明しているが住民には認識が乏しい。 ○今後マイナンバーカードによる行政手続を推進していかなば、高齢者にもわかりやすく、利便性のあるものにしていくべき。複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。 ○今秋から来年度にかけて、電子証明書の有効期限が切れる市民からの問い合わせや更新の手続きで混乱されることが予想される。 ○マイナンバー制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために住民が市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方法を検討するよう要望する。 ○当市では、マイナンバーカード交付時に専ら電子証明書の有効期限を記載し、カードの有効期限と相違があることを説明しているが、更新手続きが面倒として一致していないことに対する苦情を受けることもある。個々への更新案内があった方がよいもの、現行の住基ネットシステム機能では、該当者の抽出機能がなく、案内送付には費用や作業時間を要し、市町村の負担となる。 ○当市にも同様の問い合わせは数件あり、今後はトラブルも予想される。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば良いと思うが、暗号化技術の発達等危険性があるのであれば、必ずしも同時である必要はないと考える。ただし、当市で有効なマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を一括で把握できる機能があれば、市町村ごとに対応策も出てくると想定する。 ○交付時の有効期間の説明時に、「分かりにくい」と苦情をもらうことが多い。 ○マイナンバーカードの普及促進に取組んでおり、今後益々カード交付に伴う事務手続きが増える中、電子証明書の更新申請手続きのための事務手続きが加わることで、自治体側としては事務負担となることは明らかである。また、電子証明書が失効したことでカード利用ができないこと問い合わせや、カード所持者が更新申請のため来庁が必要となることから負担を強いことになる。 ○住基ネット端末の設置数等の物理的な制約により、マイナンバーカードを扱うことができる窓口ペース数は限られる。そのため、更新手続きが多いほど滞留することとなり、待ち時間の増加に繋がる。 ○交付の窓口で、日常的に来庁者から電子証明書の有効期間について懸念や要望が多数聞かれる。具体的には「免許証のように通知が来ると思っていた」「5年後に必要な事項を覚えていた自信がない」「いざ必要になった時に期限が切れていて、更新のために結局役所に来るなら、利便性を感しない」といった内容が多い。カードとの有効期間の統一や更新通知の送付等、住民の利便性に寄与する具体的な対策を要望する。また、電子証明書の更新時期までに各自治体が十分準備できるよう、更新対象者の人数の情報提供を要望する。 ○令和2年から電子証明書の失効が始まる。初の申告時には実際申告ができないという問い合わせが多数寄せられ、多数の電子証明書の更新希望者が窓口に来庁すると想定される。 ○マイナンバーカード交付の際の質問に多く挙げられるのが、カード本体と電子証明書の有効期間不一致である。実際に説明を行ってもご理解いただけないに苦慮する事項である。	
38	B 地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアが関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまどめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等が来ないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前にJETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付け内閣府第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会「JETプログラム事業部長」) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際課長、外務省次官官務人物流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、宮崎市	○平成31年度JETプログラム人員割金費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
39	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クリアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連携した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。 なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと思定される。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、大阪府、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考え。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めれば要望をできた可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
49	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の規制緩和	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新利用等に係る規制緩和	【現行制度】行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する情報に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能となることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第28号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		<p>支障事例</p> <p>○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p> <p>○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していく必要があるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照会のみでは、現に所有者の特定ができず、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に限定されてしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、緊急な制度改正が求められる。</p> <p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への課金が始まった森林環境整備手続を削減とすることができ「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことと林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有者の者)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進し、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>○本市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本を確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有者を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けれなかった。そのため、市で各自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に要らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の経費や煩雑な情報整理も避けることができる。林業専用整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されるところから、制度の改正を望む。</p> <p>○本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	<p>【総務省】私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されるため、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、対応を検討してまいります。</p> <p>【農林水産省】現行制度では、固定資産課税台帳の情報は課税については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができる。固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいります。</p>	
54	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月交付決定日から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。	年度末であっても、3月上旬は3月下旬に比較して多少の余裕があることから、国からの交付決定を3月上旬に前倒しすることで、交付金受け入れや支払い業務に係るミスの防止や事務処理の円滑化が期待できる。	道路交税法附則第16条	警察庁、総務省	山梨県	「官庁会計システム(ADAMS II)」による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払いについて(平成31年3月20日総務省大臣官房会計課自治財政局交付課事務連絡)	岐阜県	<p>○交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び繰上税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁中で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。</p>	<p>毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交税法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。算定は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を行っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には総務省に通知するが、通告書の送付件数にあっては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒しすることで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。また、総務省は道路交税法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を行っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。</p>

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
103	B	地方に対する規制緩和	その他	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分について、その意義について明確化を求める。また、9月ヒアリング以降、財政事情に特別な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	1月ヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】1名(財政課職員) ※さらに全部局に調査を依頼している。 【超過増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日上京するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒア時点から1月ヒアリング時点へ更新した今後補正具込額である。本県の場合、例年であれば、12月補正で大きな動きはなく、また今後補正見込額も執行見込みの確度の高まりによる減補正の増である。特別な動きはないことが通常であり、1月ヒアリングの省略は可能であると考えられる。	担当者の働き方改革につながる。	平成30年12月25日総務第285号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(黒念)」	総務省	岡山県	年度後半の予算については、全都道府県で概ね同様の動きであり、本県の提案は全国的な働き方改革につながる。	川崎市、上越市、奈良県、鳥取県、島根県、広島市	〇都道府県の内容が一部含まれているため、市町村ではヒアリングが実施されていないため、すべての項目が該当するわけではないが、12月は予算編成時期で繁忙期のため、極力減らせる調査は、効率化を図る方が負担が減少する。 〇1月ヒアリングの資料準備は、次年度当初予算編成中の作業となり、担当者の負担が大きく、超過勤務時間の増加につながっている。例えば、1月ヒアリングにおいては、9月ヒアリングまでの各団体の状況に応じてヒアリング対象団体を限定したり、団体個別の事情に応じヒアリング内容(作成図書)を厳選するなどの対応が可能と思われる。 〇1月ヒアリングの資料作成は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。また、4月、9月のヒアリングの資料作成についても、同程度の作業負担を要している。 参考：1月ヒアリング作業について【作業期間】12月中旬～1月上旬 【必要人員】2名(財政課職員) ※さらに各局に調査を依頼している。 【資料作成に係る時間外勤務】50時間程度 【時間外勤務の状況等】当初予算編成作業は11月末～1月中旬がピークであり、12、1月の退庁時間は23時を超える日が続くか、ヒアリング資料の作成によりさらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同じとするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減・簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数の統合について検討していただきたい。 〇議長のヒアリング時期は、当初予算編成作業のピーク時であり、上京しての説明業務は負担となっており、全体業務にもろ寄せが生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られていた。	1月に実施する財政事情等ヒアリングでは、9月ヒアリング時点では見込むことができない12月補正の状況や最終補正の見込み、収支見直しとそれに伴う財政政策を聴取するものであり、年度末に向け、当該団体の財政運営に支障が生じないよう助言等を行う貴重な機会である。 併せて、新年度の地方財政政策や国の予算に関する情報提供等も行っているところである。 政策の観点では、「特別な動きはないことが通常」「年度後半の予算については、全都道府県で概ね同様の動き」とされているが、9月ヒアリング以降、地方団体においては補正予算の編成、税収の動向等の事情変更があるとともに、国においても、景気動向や補正予算の編成等の事情変更があり、1月時点の状況を踏まえた助言、情報提供を行うことは、不可欠である。 なお、e-Taxに引付けた確定申告書は、青色申告決算書等を全て国税庁で受領した全データの地方団体へ連携することから、地方団体におかれては、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。 また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ機能を活用することで、も、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれては本提案を積極的に活用いただくこととし、都道府県におかれては市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。 【財務省】書面で提出された確定申告書については、国税庁のシステムに入力された課税事務データに、読み取りを行った確定申告書のイメージデータを併せて地方団体へデータ連携しているところ。本提案の実現に当たっては、確定申告期において、確定申告書とともに併せて、全件の添付書類をデータ入力する必要が生じることとなる。現状において、所得税確定申告データの早期処理のため、確定申告書の入力を優先的に行っているが、確定申告期には膨大な数の確定申告書が提出されるため、各務務務ににおいては確定申告書の入力だけでなく手一杯のスケジュールで行っているところである。 また、税務署では、申告書の入力のほか、後続の処理として、申告内容の審査、是正処理、通知や納付処理を連携して行う必要があること。本提案の実現に当たっては、現状の申告書の入力業務を含めた税務署の業務に影響が生じないよう検討する必要があるほか、地方全体として費用対効果がある程度確保するための資料等も踏まえ、ほか、必要なシステム改修費、人件費、作業スペース確保のため、資料等も踏まえ、費用対効果も十分に検証する必要がある。 なお、青色申告決算書や収支内訳書は、確定申告期後に順次にシステムに入力していただくが必要とする3月～4月に確定申告書データと併せて青色申告決算書等のデータを地方団体へ連携するためには、入力事務を確定申告期間中に前倒しする必要があるが、入力担当部門における事務負担が過大となり、確定申告書の回付が遅れることとなる。 これに加え、約1200万件の青色申告決算書等以外のその他の書面提出分の添付書類を全庁データ入力すること。入力するためのシステム改修が必要となるほか、現状の確定申告書の入力事務量に、更に同等以上の入力事務量が上乗せされるため、入力担当部門における事務負担が増加することとなる。 従って、新たな入力データを地方団体へ連携するためのシステム改修等に相当程度の費用がかかるのみでなく、各務務務におけるシステムへの入力事務量が現状よりも大幅に増加することとなり、確定申告書の入力事務に遅れが生じることで、地方団体への早期回付ができなくなることから、提案事項の実現は難しいものと考えられる。 なお、e-Taxで送信された確定申告書については、青色申告決算書等を全て国税庁で受信した全てのデータが地方団体へ連携されるため、納税者利便のみならず、国・地方双方の事務の効率化に繋がることから、国税庁としては引き続き、積極的に確定申告を積極的に推進していくこととしており、地方団体におかれても、国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ機能等のe-Taxによる申告の推進に引き続き、積極的な御協力をお願いいたします。
113	B	地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体にデータ提供いただいているところ。現在はe-Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税青色申告決算書等)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供いただいている。)	データ連携が拡大されることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	岐阜県	碧手県、福島県、台南市、栃木県、埼玉県、富山県、滋賀県、石川県、都留市、奈良県、鳥取県、島根県、出雲市、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、久留米市、熊本県、大分県、宮崎県	〇市町村においても、書面での申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人住民税の課税業務等において、所得税と住民税の課税計算時に特定株式等の配当金や譲渡所得等の申告の選択ができるようになったところであるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても附随先などが分からず職員が税務署でコピーする作業を行っている。令和元年度の5月期の実績は、延べ16人、120時間を要している。 〇当都道府県においても、書面での申告された場合の添付書類については、賦課徴収業務等において、必要になるため、職員が税務署で転写作業を行っている。本年度に限り集中的に転写作業を行い、本年については、総転写枚数は約5万枚、従事員数は約9日(全事務所計)、従事員は211人(延べ)であった。転写のためのコピー機も税務署へ設置されていたため、費用負担も大きい。 〇支障事例のほかに、株や配当の種類が不明なものや、申告書内容について不備があるものについては、毎月1名、4、5月は8名の職員が交代で数日、税務署で添付書類等の確認やコピーする作業を行っている。 〇固定資産税分野では償却資産の賦課及び確認のため、対象部分のデータ提供が必要だが、現在の所データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている(3名×4日程度)。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることがより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。住民税課課員及び確定申告書についても、収支内訳書等、添付書類が必要であるが、書面で提出された場合、国税連携システムでデータ提供がされず、職員が税務署でコピーする作業をおこなっている。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。 〇当都道府県においても、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等の添付書類が必要不可欠である。しかしながら、これらのデータは国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がなく、職員が税務署にて必要な資料の閲覧・複写作業を行っている。これらがデータ連携されることで、職員による複写作業の大半が不要になると見込まれることから、当都道府県における個人事業税の賦課徴収業務等においても、事務の効率化が期待できる。また、償却資産部門においても当システムを利用して、上記と同様の理由から、同様の効果が見込まれる。 〇当市の市県民税の課税業務においても、書面で提出された場合は、収支内訳書や所得の内訳等の添付資料を連携させたいため、職員が税務署に添付資料のコピーする作業をおこなっている。具体的には、確定申告書2表にて所得、専従者、扶養の内訳が不明又は別紙参照になっており確認がとれないものについて調査を行っている。確定申告書2表にて内訳が分かるよう記載又はデータ連携が可能になれば、職員の負担軽減が見込まれる。 〇提案県と同様、当県税務事務所の職員が税務署へ外出しコピーを行う手間が発生している。当県の状況は、多いところでは、1～2台のコピー機を税務署に設置させてもらい、2～4人が外出して1週間程度をかけた集中しコピーを行っており、提案いただいたようにデータ連携がなれば負担の軽減につながると思われる。 〇国税連携システムにより提供された申告書情報を基に個人事業税の賦課業務を行っているが、書面で申告された添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等)は、国税連携システムでデータが提供されないため、事前にリストアップしたうえで職員が税務署へ持参しコピーする作業を行っている。この作業は、税務署において申告関係書類の職員作業がある程度終わる5月末から6月1日頃まで行うことができないが、個人事業税の課税入力期限が7月上旬であるため、それまでに税務署での作業を終え、課税内容を決定している。個人事業税の課税決定までにかかれる期間は限られており、書面で提出された添付書類を国税連携システムにより画像イメージデータにより提供されその内容を確認することができれば、より効率的な賦課業務が可能となる。例年、6月中旬の税務署におけるコピー作業は、多いところでは職員4名程度が延べ10日程度(延べ約40人)を要して行っている。 〇提案団体記載のとおり、書面での申告された所得税申告書の一部をデータで受信しており、確定申告書A及びBのデータとして、第1表及び第2表のTIFファイル、第1表のXMLデータを受信している。第2表のTIFファイルは、そのままでは本市の税システムへ取込できないため、ハンズにより取込データを作成している。一方、データ提供されていない確定申告書の添付資料(収支内訳書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書など)については、当市職員が税務署を訪問し、コピーする作業を行っている(※税務署訪問月:4-5月、訪問人数:3人、訪問日数:10日程度、調査件数:1,300件程度)。第2表のXMLデータ及び添付資料の電子データを送信いただくことで、限られた期間内で実施している個人住民税の当初課税業務を円滑かつ効率的に進めることができる。 〇当市も同様に国税連携システムでデータが提供されていない帳ベースの所得税青色申告決算書、収支内訳書を税務署で約2週間かけてコピーする作業を行っている。当市は内用年費産農業者が多く、内用年の売却による所得の税計算書や外国税控除額の計算に必要な「外国税控除に関する明細書」など住民税課税における基礎資料を必要としており、その都度、税務署に取りに来るよう言われている。税務署から市役所までの距離が遠く、書類を取りに行際の時間のロスが大きい。	【総務省】国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現に当たっては確定申告書と併せて新たに添付書類をデータ入力する必要が生じることから、特に確定申告期間中において、国税当局に多大な事務負担が生じることが想定される。現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見を踏まえて国税庁で受領した全データの地方団体へ連携することから、地方団体におかれては、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。 また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ機能を活用することで、も、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれては本提案を積極的に活用いただくこととし、都道府県におかれては市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。 【財務省】書面で提出された確定申告書については、国税庁のシステムに入力された課税事務データに、読み取りを行った確定申告書のイメージデータを併せて地方団体へデータ連携しているところ。本提案の実現に当たっては、確定申告期において、確定申告書とともに併せて、全件の添付書類をデータ入力する必要が生じることとなる。現状において、所得税確定申告データの早期処理のため、確定申告書の入力を優先的に行っているが、確定申告期には膨大な数の確定申告書が提出されるため、各務務務ににおいては確定申告書の入力だけでなく手一杯のスケジュールで行っているところである。 また、税務署では、申告書の入力のほか、後続の処理として、申告内容の審査、是正処理、通知や納付処理を連携して行う必要があること。本提案の実現に当たっては、現状の申告書の入力業務を含めた税務署の業務に影響が生じないよう検討する必要があるほか、地方全体として費用対効果がある程度確保するための資料等も踏まえ、ほか、必要なシステム改修費、人件費、作業スペース確保のため、資料等も踏まえ、費用対効果も十分に検証する必要がある。 なお、青色申告決算書や収支内訳書は、確定申告期後に順次にシステムに入力していただくが必要とする3月～4月に確定申告書データと併せて青色申告決算書等のデータを地方団体へ連携するためには、入力事務を確定申告期間中に前倒しする必要があるが、入力担当部門における事務負担が過大となり、確定申告書の回付が遅れることとなる。 これに加え、約1200万件の青色申告決算書等以外のその他の書面提出分の添付書類を全庁データ入力すること。入力するためのシステム改修が必要となるほか、現状の確定申告書の入力事務量に、更に同等以上の入力事務量が上乗せされるため、入力担当部門における事務負担が増加することとなる。 従って、新たな入力データを地方団体へ連携するためのシステム改修等に相当程度の費用がかかるのみでなく、各務務務におけるシステムへの入力事務量が現状よりも大幅に増加することとなり、確定申告書の入力事務に遅れが生じることで、地方団体への早期回付ができなくなることから、提案事項の実現は難しいものと考えられる。 なお、e-Taxで送信された確定申告書については、青色申告決算書等を全て国税庁で受信した全てのデータが地方団体へ連携されるため、納税者利便のみならず、国・地方双方の事務の効率化に繋がることから、国税庁としては引き続き、積極的に確定申告を積極的に推進していくこととしており、地方団体におかれても、国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ機能等のe-Taxによる申告の推進に引き続き、積極的な御協力をお願いいたします。	
114	B	地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めること	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配分金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。	交付決定日の前倒しにより、県や各市町村の事務手続きに係る負担の軽減に資する。	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付け総務大臣官房会計課、自治財政局交付課事務連絡(官庁会計システム「ADAMS II」による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	警察庁、総務省	岐阜県	平成31年3月20日付け総務大臣官房会計課、自治財政局交付課事務連絡(官庁会計システム「ADAMS II」による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	川崎市、山形県	〇交通安全対策特別交付金において、県内各市町村(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町村への支払までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMS II」を利用した歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発出事務処理を行う際に支障をきたしている。	毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び連帯金を控除した額とされている。審判庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ。算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあっては、現状としては2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒しすることで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月下旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を行っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
118	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績:約11万5,000件(十同数の見直し)、登記所への出張回数:約1,000回 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	【実行制度】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績:約11万5,000件(十同数の見直し)、登記所への出張回数:約1,000回 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	収集業務に係る労力の削減、収集情報の正確性が担保されるなど資料収集業務の効率化が見込まれる。不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な賦課徴収が可能となる。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税務協議会「平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート」(平成30年8月実施)※一部抜粋 平成31年4月26日発出総務省第31号「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記情報提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で12件、約88万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを根絶することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく問いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。 【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。
122	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	公営競技施行団体の指定申請 【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものとする。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものとする。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。 なお、制度改正による子マレット、例に収益の均てん化における助言等がなくなるのではないかと懸念があるが、均てん化については、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行うものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県	川崎市	—	【総務省】 今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。 【農林水産省】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。 一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 【国土交通省】 モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出することの廃止)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の解散に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。	
126	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード又は電子証明書 【支障事例】 マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものとする。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5回目の誕生日)が本年12月に到来する。 更新手続きは事務処理要領に基づいて行うが、マイナンバーカード等の暗証番号を失っている場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。 また、利用者が電子証明書の暗証番号を失った場合、暗証番号を初回化し、再設定が必要がある。本市では初回化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めたが、市によって運用が違っているため、申請者からの問い合わせ対応に苦慮している。 更に、更新時期が近づくにつれ、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページに掲載することを求める。 ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者:2,000人以上	市民側としては、ホームページ等でマイナンバーカード更新手続き等の留意点が周知されることで、自治体に個別に問い合わせる手間や更新手続き時に書類の不備等による補正の手間を減らすことができ、円滑に手続きを行えることが期待できる。 また、自治体側としては、住民異動手続きと並行してマイナンバーカード等の更新手続きを行う必要があることから、留意点が示されることで新任の職員であっても円滑な対応が期待でき、職員の負担軽減につながることも期待される。全国統一の事務処理を行うことで、市民からの問い合わせ等が減少することが考えられる。	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 ・公的個人認証サービス事務処理要領	総務省	大府市	大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、群馬県、福川市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、小牧市、愛知県、田原市、野洲市、京都市、大府市、八尾市、島本町、神戸市、串本町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市	○今後の更新手続きについて不明なため、住民への説明が困難になっている。 ○電子証明書の更新時期が集中することにより、窓口の混雑が想定される。市民への周知も要することから、早めの情報提供と手続きの簡素化を望む。 ○本市として20才以下のマイナンバーカードの更新や電子証明書の更新対応について、検討課題として大きな課題としている。 ○電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新と異動時期が重なり、全自治体において窓口が大混雑することは容易に予想される。できるだけ早く詳細を決定し、市民に周知する期間を一定期間設ける必要があると危機感を持っている。新たにマイナンバーカードを申請することをPRすると同時に、更新についてもPRに力を入れたいと、結局市民のマイナンバーカードに対する不信、不満が避けられないと考える。 ○マイナンバーカードの更新には、有効期間内の申請が必要で有効期間満了の3ヶ月前から申請できるとあるが、どの時点までどのくらいの期間で更新が完了するのかわからない点があり、窓口で確認することもある。 ○早急に情報がホームページ等で留意点を示すとともに、各市町村にも更新時の手数料等をきちんとした方針を示していただかないと、市民への説明に苦慮することとなる。 ○更新手続きに関しての情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、提案団体と同様に問い合わせ対応に苦慮している。 ○電子証明書の最初の更新時期が初申請時期や住民異動の時期と重なり、窓口が混雑することは必ずである。また、更新にあたり、暗証番号の失念や代理人申請等により手続きが増え、更に混雑することも予想される。 ○本市では暗証番号失念による初回化にあたって、事前にお問い合わせがあれば必要書類等を案内しているが、窓口へ直接来庁する場合や高齢者が増加する中、代理人による申出も増えている。代理人の手続きでは1回の来庁では提示できないものもあり、再来庁を余儀なくお願している状態である。初の更新時期を迎えるにあたり、想定されるQ&Aや手続きに必要な書類について箇のマイナンバー関係のサイトに掲載されることを求める。 ○マイナンバーカードや電子証明書に関する住民の認識はまだ低く、今後、自治体の窓口等で更新手続きの説明などに要する時間が増えていくことが予想される。自治体の事務負担の軽減が図られるよう、住民の認識を高めるための統一した情報発信を行っていただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続きに関して、手数料の徴収の有無とまだ未決定となっている部分がある。また、それぞれの案内通知を送付する必要があるが、更新手続きは有効期間終了の3ヶ月前より受付できるとの案内となっていたため、そのための案内文書案などを早急に示していただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新に関しては、更新時期の周知主体、周知方法、手数料の有無等の必要な情報が現時点においても明確にはなっていない。 ○当自治体でも、電子証明書に限らず、カードに関する手続きの際に暗証番号再設定が必要になる事例が少なくない。しかし、マイナンバー総合サイトには、手続きに必要な書類や流れの明示(継続利用時に暗証番号がわからなければ再設定が必要、等)がないため、来庁時に手続きを完了できず、住民が国に直接問合せる事例も発生している。		

総務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
132	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる。または、市町村の数量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大幅に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が悪く、また、調査員の募集にあたっては、地域自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼をして、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減少のため、調査員のなり手がなく、見つからない場合は、しかたなく自治委員をお願いして調査員をやっていたことが多く、そのような状況で、自治委員からは「今のやり方では、調査区が自分の自治会の範囲を越えているので分からない。」「自分の自治会のエリアの調査区なら何とか把握できるので調査員をしてもよい。報酬を下けてもよいから自治会単位の調査区域にしてくれないか。」という声があがっている。	担当する調査エリアと、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアを一致させることで、調査エリアの地理や実情に精通した自治委員などに調査員を依頼しやすくなり調査員の確保が容易になる。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、福井市、豊橋市	〇担当する調査区が複数の自治会にまたがってしまっていることで、自治会推薦をお願いすることが出来なくなる場合がある。調査区と自治会が同じエリアになることで、依頼をしやすくなり、担当の調査員も調査区内を巡回しやすくなる。 〇各市においても、大規模調査の調査員の推薦については各行政局長に依頼しているが、調査区が複数の行政区にまたがっていることで、「自分の行政区以外の部分は調査しづらく負担が大きい」等の声があがっており、調査員の確保や調査の効率的な実施の妨げとなっている。 〇各市においても、一部の町内会及び自治会等(以下、町内会と記載)から、国が指定する調査区の範囲と町内会の範囲が異なるため、調査員を受け入れることができない旨の申出を受けているところである。	住宅・土地統計調査は、国勢調査調査区から標本(調査区)の層化抽出を行っているため、本調査の調査員は、抽出された国勢調査調査区のエリア内において調査活動を行っている。 国勢調査の調査区を、自治会に基づく範囲に修正することについては、平成27年国勢調査実施後に、地方公共団体から同様のご意見を頂戴していたことから、これに対応するため、令和2年国勢調査の調査区の設定事務(令和元年度に総務省が地方公共団体に委託して実施)においては、「調査区設定の引き直し」を修正し、市町村の必要に応じて自治会の範囲に基づき境界の修正等を行うことができればよいことを記載したところである。 このとおり、国勢調査の調査区設定において、市町村の必要に応じて境界の修正等に係る事務を行うことにより、調査区と自治会のエリアを一致させることは可能であり、本件提案については既に対応済と考えている。	
133	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の負担に配慮し、調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から決められた定数を配置することとされており、市町村に定数の余地がないため、調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。	調査員1名の業務を複数名で分担できれば、調査員確保の効率化を図ることができる。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、臼田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、豊橋市、宇和島市	〇登録調査員が減少する中、調査員の確保が難しくなっている。予定がある人、一部なら従事者が出来る人などが補い合うことが出来れば、より調査員を確保しやすくなる。 〇調査員の人数について、定められた人数によらず、委託費の範囲内で市町村が独自に決定することができれば、調査員の確保が現状より容易になる場合がある。 〇国の手引きによると、調査員は原則、3調査単位数に1人の割合で配置、もしくは、地域の実情により2調査単位数に1人の割合で配置することとしているが、調査員の高齢化や仕事を持ちながら調査員業務を行っている人も多く、県内の市町においても、調査員の負担を軽減させるよう、例えば一人が受け持つ調査単位数を減らしてほしい旨の意見は出ている。 〇調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の実情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 〇同調査では調査員1人2調査区区が3区で、原則各区がとどびの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいが2区は頼みにくい場合がある。	住宅・土地統計調査の市町村事務要領では「調査員は、都道府県から示された人数を確保する。」としているが、ここで示す調査員数は、調査員数の上限値(委託費の交付額)であり、市町村は示された調査員数の枠内で調査員を調査単位数ごとに配置することが可能となっている。 また、本調査については、原則として、3調査単位数に1人の割合で調査員を配置することとしているが、調査単位数内の住居の疎密等の状況に応じて一部の調査単位数内においては2調査単位数に1人の割合で調査員を配置することも認められている。 〇調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の実情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 〇同調査では調査員1人2調査区区が3区で、原則各区がとどびの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいが2区は頼みにくい場合がある。	
134	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を經由しないで)、国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員の担い手を自治委員や地域の方へ探してもつたり、登録調査員を活用しながら推薦を行っているが、過疎・高齢化が進む中、担い手を確保することが年々難しい状況にある。また、本市のような小さなまちで、過疎・高齢化が進む自治体は、同様の課題を抱えていると思われる。働き方改革を推進するため、市町村職員にとっても負担となっている。	調査内容に精通し、調査のノウハウを持った民間業者に国が直接委託することで、迅速かつ正確な調査結果を得やすくなる。また、本市のような小さなまちで、過疎・高齢化が進む自治体は、同様の課題を抱えていると思われる。働き方改革を推進するため、市町村職員にとっても負担となっている。	・統計法 ・統計法施行令	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、荒川区、福井市、越前市、長野県、諏訪市、高山市、浜松市、豊橋市、津島市、西尾市、田原市、築屋川市、南あわじ市、串本町、出雲市、高松市、宇和島市、大牟田市、大村市	〇各市においても、調査員の高齢化、働き方の多様化等により、基幹統計調査に係る調査員の確保には苦慮しているところであり、登録調査員の他、過去の調査経験者にも依頼している状況が続いている。 〇自身も居住する本市も調査員不足は問題であり、今回の住宅・土地統計調査は、調査員ひとりひとりの担当調査区の増加によって対応したが、調査員の負担の増加によって、交通安全や紛失事故のリスクが高まる。 〇各市の調査活動は登録調査員の中から推薦している。現在の登録調査員は高齢化が進み、新規登録調査員の確保に努めてはいるが、多くの調査員を必要とする調査は、担い手を確保することが困難になってきている。その他にも、インターネットやタブレットを使用した調査も増えてきており、高齢の調査員は若手意識が強く、調査の担い手の確保に苦慮している。 〇調査員確保が年々困難となる中、調査員調査のやり方は、事故等安全対策面のリスクが高まる。委託手続き、相手先の不在、経費がおり合わないなど、市町村が委託できる環境にない。 〇各市においても調査員のなり手不足が課題となっており、自治会からの協力も得ながら確保している状況にある。しかし、近年は定年延長(再雇用)の一般化も影響し、地域活動における担い手不足が深刻化している。 〇調査員の確保につなげるために、調査内容を理解しやすい説明資料の作成や問合せ対応など、調査員事務の負担軽減に取り組んでいるが、その取組により市職員の手間と時間を要している。	住宅・土地統計調査は、全国の住宅等及びこれら居住する世帯のうち、約370万の住宅等を抽出して実施する日本最大規模の標本調査であり、その実施に係る業務については、地域を熟知した調査対象となる国民に身近な存在である地方公共団体を通じて調査を実施することが、有効な調査業務の回収を促進すると、国勢の基本に對する統計の確保かつ効率的な作成に資すると考えられるため、法定受託事務として地方公共団体に委託している。また、本調査は、約10万人の統計調査員が従事するものであるが、現状ではこの規模の統計調査に対応できる民間事業者は存在しないと考えている。 一方、地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも委託可能性があり、地方公共団体にとっても、統計調査員を自ら管理することに伴う業務が軽減され、調査の実施に係る職員の業務内容の効率化を図る手段として活用できるなどから、本調査の実施事務については、地域の実情に応じて市町村単位で民間委託を可能とする仕組みを制度上措置しているところである。(統計法施行令別表第一備考一) 今回の提案については、法定委託として地方公共団体に委託して実施する業務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となるが、こうした措置をとるためには、全量を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となるため、現状では対応が困難であるものの、「具体的な支障事例」の内容については、既に講じている仕組みの中で解決が可能な事例もあつと考えている。 また、調査員の高齢化に伴い市町村によっては調査員の確保が困難となってきている状況は承知しており、調査員の確保対策は重要な課題と認識している。次回調査の検討を行う中で、令和2年国勢調査の取組などを参考にしながら、検討を進めてまいりたい。	
135	B 地方に対する規制緩和	その他	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でもやり取りする。総務省において書面検査のほかにも実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	検査は3年に1度、前回検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成を依頼され、こちらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込んだ上で基礎数値の錯誤等の確認を受けるとともに、検査対象となる基礎数値項目は各年度の交付税算定同様、膨大かつ多岐に渡るものであり、何千もの項目について数箇所程度をかけた、全庁的に複製作業及び調査票の作成を行う。その上で実地検査は2〜3日かけて行われ、その間は膨大な資料の持ち込み、検査当日の説明、立ち合い、記録等、財政当局ほか各局連絡担当者及び担当項目の説明に係る所管部署担当者も数多く対応に当たる。実際の検査では当初算定から変動があった数値(錯誤)を中心に根拠資料をもとに一つ一つ説明する形が取られており、その場で実地的な指摘もはしばしばあるため、広く準備を要するほか、その場で答えきれないものについては後日対応となる場合もある。	実地検査に要する会場設置・庁内事前準備・当日職員対応等の事務が不要となり、また総務省検査官も現地へ赴く必要も無いことから双方の事務負担軽減とだけでなく、提出書面へスムーズに必要な応じポイントで指摘ないし確認を行えることからより効率的である。また、この方式を都道府県下で調査が行われる各市町村についても適用することにより同様の効果が得られる。財政健全化に努めた結果、普通交付税不交付団体になっている中で、普通交付税不交付団体になっている団体において、1つのメリットとして事務の軽減を図ることができる。	地方交付税法第17条の3	総務省	川崎市	平塚市、豊橋市、京都市、豊中市	〇提案と同様、事前の準備に多くの時間を要している状況である。また、当日出席してもらう担当課が多く、その時間調整や膨大な資料の搬入など、財政当局及び事業担当課とも多くの負担が生じている状況である。 〇3年に1度行われる地方交付税法第17条の3における交付税検査の実地検査については、2日にわたり財政部局の担当者及び担当項目の所管部署担当者に対応している。実地検査が書面検査になることで、事務担当者の事務の軽減及び確認作業の効率化が図られると考える。	地方交付税法第17条の3において、「交付税の額の算定に用いた資料に關し」検査を行わなければならないとしている。 「普通交付税の算定に關する資料」とは、総務大臣の定める様式のほか、道路台帳、河川台帳、港湾台帳、漁港台帳、公園台帳、恩給台帳、公営台帳等が挙げられる(普通交付税に関する省令第5条)とある。膨大かつ多岐にわたるこれらの資料について、実際の施設等に基づき適正に作成されていることを含めて確認を要することを踏まえ、書面のみによる検査はなさない。	

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
151	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は業の負担軽減を図るための国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステムを導入し、それを全国の消防本部が活用できるよう対応していただきたい。	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は業の負担軽減を図るための国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステムを導入し、それを全国の消防本部が活用できるよう対応していただきたい。	全国の消防本部等の事務負担が軽減できるのはもちろん、手作業による正確性に欠ける部分の解消にも繋がる。消防力(人員、施設、車両等)や消防水利の整備は、自治体の財政負担や住民の生命や財産に影響するため、その礎となる調査であることを考えると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)	総務省	熊本市	川崎市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、穂巻、徳島市、宮崎市	<p>○本市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作図作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。</p> <p>○本市においても、平成27年度の実態調査と同様の支障があった。現在は、GISで充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入され、他市の状況を確認できたり、統一された調査資料を簡略的作成することが可能になるため必要性を感じる。</p> <p>○提案事項における「求める措置の具体的内容」に記載されているとおり、本市においても市街地及び準市街地の地図作成に係る事務作業(地図上における手作業等)に時間を要しており、作業ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためシステムの構築が必要であると思料する。</p> <p>○本提案のとおり、本市においても当該調査における労力及び時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が違えば多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば統一した数値が期待できると思われるが、本市については今後近隣の市の動向を注視したうえで検討を要する必要がある。</p> <p>○メーカーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものであるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用して、バックアップ体制をお願いできれば、負担軽減につながるものである。</p> <p>○昭和39年12月10日消防庁告示第7号消防水利の基準第3条第2項により、「消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられなければならない。ただし、管網の一端が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。」とされており、縮尺比10,000分の1の白地図に手書きで用途地域を明示したメッシュ図を作成したうえで、本市の消火栓約5,200基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管管網図と照らしながら選別していかなければならないほか、有効な水利となる部火水栓及びその他の水利も抱い出さなければならず、職員への負担が大きい。このことから、水道管管網図も取り込んだシステムの構築を要する。</p> <p>○当県においても平成27年度の消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの各消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別けを行っている状況である。また、消防水利についても手作業での区域別けの回答が多く、地図を作成することでの事務負担及び人的ミスが大いに増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づらい。</p> <p>○本市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づきあらゆる計算等に対応していれば、今後さらに活用できると考える。</p> <p>○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。</p> <p>○本市においても市街地及び準市街地の地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。このことから、国勢調査等のデータから市街地・準市街地を容易に判別することができるソフト等の導入のほか、各調査項目のオンライン入力により業務を簡便化するなどの仕組みを検討していきたい。</p> <p>○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けるなど、手作業で区域設定を行っていることから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと思慮される。</p>	今回(令和元年度)の調査においては、調査票入力における負担軽減や入力ミスの防止を図るため、市町村が入力した人口や面積等に基づき、消防施設等の算定数を自動計算する機能や、入力不要な項目については誤入力できないようにする機能を取り入れる等の改善を行っていること。 <p>消防庁会等及び消防水利の算定基礎となる地図の作成については、今回示された提案も踏まえつつ、作業負担の軽減及びミスの発生しにくい調査方法の構築に向け、先進事例の調査や技術的な検討を行っている。</p>
152	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該空家を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づき略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけにはない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	熊本市	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	<p>○本市においては代執行による事業はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一したルールを設けてほしい。</p> <p>○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。</p> <p>○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。</p> <p>○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおり特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考ええる。</p> <p>○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべきかどうか、また、その期間等について指針を示してほしい。</p> <p>○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一したルールがある方が望ましいと考える。</p> <p>○本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。</p> <p>○本市が実施した略式代執行において回収した動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを検討していることから、保管期間を定めずに相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案市のように、動産の保管が負担になるケースは今後に発生すると思われる。また、保管期間経過後に処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでには、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行内容等において動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が不在のケースにおいては、公告により動産搬出を促れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工事も含めて家財道具等を処分できることとし、さらには、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。</p> <p>○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡便で統一した基準が求められている。</p> <p>○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に動産などが存在する可能性がある問題の一つと考える。</p> <p>○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続の統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができると、明示されることを要望する。</p>	【総務省】空家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑み、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空家や当該空家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。【国土交通省】空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を及ぼすとはされていない動産は空家法の対象外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考に、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えられる。他方、実務上は、空家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑み、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空家や当該空家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのもの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名		
157	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>許認可事務における法人登記簿簿本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿簿本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手配として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。</p>	<p>法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿簿本(登記事項証明書)が必要となるが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請に法人登記簿簿本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。</p> <p>平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づき登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿簿本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。</p>	<p>また、内閣府が進める各省庁のデジタルガバメント中期計画(※「法務省」)において、法人登記情報の連携が国の行政機関間でなされる見通し。</p> <p>当該情報連携の対象を、地方自治体にまで広げること、地方の電子化の推進を図り、事業者のさらなる時間的・コスト的負担の軽減に繋がることから、より一層の効果が期待でき、国の施策にも合致するものである。</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</p> <p>電気通信回線による登記情報の提供に関する法律</p>	<p>内閣府、総務省、法務省</p>	<p>大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合</p>		<p>埼玉県、新潟県、愛知県、鳥取県、福岡県</p>	<p>○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなされていた例がある。</p>	<p>登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。</p>
163	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和</p>	<p>国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの</p>	<p>地権者所有資産の有効活用による自己収入確保が可能となり、医療水準向上や財政基盤強化が図られ、法人の自主性自立性の高い運営による医療提供の充実を図ることができると。</p>	<p>地方独立行政法人法第21条第5号及び第7号・第82条</p>	<p>総務省</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合</p>		<p>宮城県、埼玉県</p>	<p>○当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承継資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院が所有する土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法82条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するためなど、本来の事業に支障を来すものとなつてはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けることができずに社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。</p>	<p>今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいります。</p>
167	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>住宅・土地統計調査における調査対象世帯に対して、オンライン回答用調査票の二段階配布方式の見直し</p>	<p>【制度概要】平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。</p> <p>【懸念材料】オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは確証が無く、インターネットに不慣れな高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。</p> <p>【支障事例】二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いる状況である。</p>	<p>【提案の実現による住民の利便性等の向上】スマートフォンの普及やネット環境の整備の充実などにより、インターネットでの回答が可能な世帯であれば、調査員との接触や時間的制約を最小限に抑えられるオンライン回答を選択する可能性が高いと思われる。初回訪問時に、調査の趣旨及び回答方法選択可能な旨を説明すれば、二回目は未回答世帯のみを訪問し、回答を促すのみとなるため、シンプルな構造となり、調査対象世帯との間に混乱も生み難く、事務負担の軽減が期待できる。</p> <p>【制度改革の必要性】統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。</p>	<p>統計法</p> <p>住宅・土地統計調査規則</p> <p>平成30年住宅・土地統計調査市町村事務要領(第2 調査の準備事項一9. 指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会の開催一(2)調査員事務打合せ会における指導一カ調査員の事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。一①インターネット調査書類は、調査票に先立って配布すること。)</p>	<p>総務省</p>	<p>宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島市、日田市、宮崎県、九重町、玖珠町</p>		<p>札幌市、旭川市、盛岡市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山県、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、愛媛県、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎県</p>	<p>○平成30年住宅・土地統計調査において、当市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。</p> <p>○インターネット回答を促進するため、平成30年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式については、調査方法の複雑化や、調査員や市町村の負担が増加し、関係市による調査事後報告会においても、次回調査においてオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を希望する市が大半であったところ。</p> <p>○直接面会せず、オンライン回答用IDをポストインするだけでは、調査への協力を得られにくいだけでなく、本当に行っている調査なのか市に問い合わせが来るが多かった。また、インターネット環境がなく、紙の調査票がほしいといった世帯からの問い合わせも相次いだ。</p> <p>○二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がいなか確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば良かったので済むと思ってやったのに」などと言われてしまった。</p> <p>○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。</p> <p>○初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかった。</p> <p>○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問したことになり、調査員の負担減につながっていない。オンライン回答用の調査票は、ポストインのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。</p>	<p>平成30年住宅・土地統計調査のオンライン回答率は23.3%(暫定値)と前回調査(7.9%)に比べて15.4ポイントの大幅な上昇となっており、今回の二段階配布方式の取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、取集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものも認識していたものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいたような意見も頂戴しているところである。</p> <p>次回調査(令和5年を予定)における調査票の配布方法については、次回の調査方法の検討を令和2年度から開始し、令和4年に予定している試験調査や、令和2年度調査等の実施状況等を踏まえて令和4年の秋頃までに結論を出すことを予定しているため、現段階で結論を出すことは難しいが、今回の提案内容については、今後、地方公共団体からのご意見も十分に伺いながら、検討を進めてまいります。</p>

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
204	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化 とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的な詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明していた。 しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれば放送宣伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたため、同自動車を選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送宣伝車の使用は本当に可能かとの問い合わせがあった。 本市選管としては、東京都選管とも協議をかわたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝を主たる目的と思われる放送宣伝車の使用は認められないとの意見で一一致した。この間、国に対して、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。 このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解があいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	選挙運動用自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準を明確にすることは、候補者における円滑な選挙運動の準備・実施を可能とすだけでなく、公選法及び同施行令に基づき候補者に助言等を行う選挙管理委員会並びにその取締を行う警察本部等、実際に選挙の適正な管理・執行を担っている現場における混乱の解消につながるものである。 特に、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合にも、自動車の実体及び形態等に応じた具体的なかつ詳細な判断基準(ガイドライン等)があれば、候補者からの問い合わせに対しても、選挙管理委員会及び警察本部等において明確かつ迅速な回答をおこなうことができ、誤った解釈等により取締対象となる危険性も軽減できる。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	総務省		八王子市		盛岡市、宮城県、川崎市、甲斐市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	〇市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりやすく、説明にも苦しんでいる。 〇平成31年4月の市議会議員選挙の際、候補者から「軽トラックの荷台を覆って選挙運動用自動車として使用してよいか」との問合せがあり、「乗用としての使用」の判断に迷った。都道府県選管とも協議したが、「乗用」の明確な判断基準がないため、候補者への回答に日数を要し、立候補準備に支障を来した。 〇市議会議員選挙の際に、三輪スクーターを使用したいとの相談があり、県選管と市選管の見解が異なった事例があった。市選管では、軽自動車用車検証に「軽2輪車専用」との記載があることから、道路運送車両法では「側車付軽二輪」として扱われるため、2輪車として使用できるとの判断をし、県選管と意見の一致をみたが、公職選挙法施行令の記載が複雑で解りにくく、候補者にとって選管職員にとっても判断に苦しんでいる。	選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第6項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第109条の3に規定していること。 なお、同条第1項第1号の乗用自動車は、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されているものであるが、自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されていない場合であっても実体的に乗用とみなされるものであれば含まれるものと解釈されている。 このような場合に乗用とみなされるかについては、個別具体的に事実に応じて判断されるべきものであり、継続的にガイドラインを示すことは困難であるが、疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいります。
211	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度に関する情報提供	マイナンバー制度の見直し等を期した際の、業務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を軽減した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改訂は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、明瞭な段階で自治体へ情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改訂において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。 データ標準レイアウト改訂では、自治体にて改訂内容に応じたシステム改訂、副本登録などの対応が必要となるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 また、7月から次年度のシステム改訂等に関する予算調整を行うが、改訂内容が確定しないため正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	マイナンバー制度に係る事務が自治体側の業務を考慮したスケジュールとなることで、自治体の負担軽減が期待できる。 また、データ標準レイアウト改訂が早期に確定することで、適正額での予算調整が可能となる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の用等に関する法律等	内閣府、総務省	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	ひたちなか市、熊谷市、福川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	〇データ標準レイアウト改訂の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改訂の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算措置も遅くなる。データ標準レイアウト改訂をエクセルではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくすべきである。エクセルのままでは見直し把握しづらくなる可能性がある。また、個別にR&Aを出して仕様内容は必ずデータ標準レイアウト改訂仕様と追記・反映させるべきである。 〇データ標準レイアウト改訂では、自治体において、改訂内容に応じたシステム改訂、副本登録などの対応が必要となるため、情報連携開始前に確定されないと、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性が生じる。 〇データ標準レイアウト改訂の修正はメール等で周知されないため、自治体側が能動的にデジタルPMOを確認する必要があり、対応が遅れる可能性がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年度改訂時期を年度後半にするよう政策的な見直しを要望する。 〇7月から次年度のシステム改訂等に関する予算調整を行うが、改訂内容が確定しないため正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改訂に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。 〇データ標準レイアウト改訂に際しては、改訂内容の度々の変更が自治体のシステム改訂において負担となっている。また、改訂に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 〇情報連携開始が前倒しになったことにより、積算や改訂作業の時間が短縮となり、負担額、架設作業ともに調整が難しかった。 データ標準レイアウト改訂の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うことになるため、改訂内容が大きくなった場合の調整に苦しんでいる。 〇データ標準レイアウト改訂では、自治体にて改訂内容に応じたシステム改訂、副本登録などの対応が必要となるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 〇当事においてもデータ標準レイアウト改訂において、短時間でシステム改訂や、機関間テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。 〇データ標準レイアウト改訂では、自治体にて改訂内容に応じたシステム改訂、副本登録などの対応が必要となるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。	【内閣府】 マイナンバー制度に関する業務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの改訂に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方自治体への十分な情報提供を図ってまいります。 【総務省】 データ標準レイアウトの改訂に当たっては、通常、改訂実施の前々年度の1月にβ版を公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改訂実施の前年度の7月に確定版を公開し、地方自治体からシステム改訂の準備に支障が生じないようにしている。このように、データ標準レイアウトの改訂については、これまで、地方自治体の意見を丁寧に取り、十分な時間を確保して行ってきたところである。 平成30年の年度改訂においては、改訂の実施日を7月2日としたところであるが、令和元年の年度改訂の実施日については、福祉関係事務に支障が生じないようにするため、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要望を受け、関係機関にて協議の結果、6月17日(日)に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。 このように、令和元年の年度改訂の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年度改訂において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年度改訂の実施日の前倒しについては、地方自治体の予算可能性をさらに高める観点から、平成30年より1か月前倒しし、7月8日に地方自治体に連絡をしたところである。 今後とも、データ標準レイアウトの改訂に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めてまいります。		
219	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTEC発のベンチャー企業への創出及び成長支援を行ってきた。 【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源に限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。 しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。 そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障壁となっている。 なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に出資が可能となるよう法改正が行われている。	【効果】 ベンチャー企業を通して研究成果が社会に還元され、イノベーション創出に寄与する。その結果、ベンチャー企業の成長につながり、出資元へ利益が還元される。それにより、KISTECの自主財源の充実に貢献し、更なる研究開発力の強化という好循環な環境が構築される。	地方独立行政法人法第21条	総務省		神奈川県		今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を動かしつつ、検討を進めてまいります。		
230	B 地方に対する規制緩和	その他	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更に関する議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や各省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど) 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受けが必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。上記のとおり、議会の議決が2度必要のため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。	都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	川崎市、富山県、長野県、名古屋	地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らして行われており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることによるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らして行われている。 その上で、同項において、政令で定める軽微な変更は、議会の議決並びに総務大臣等の認可が不要とされているが、この場合の軽微な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており(地方独立行政法人法施行令第2条)、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。 不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資本金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと(法第6条第1項)、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと(同条第3項)と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同様の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続きを簡素化することはできない。		

総務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
												団体名	
234	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、特例政令という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作ろうにも高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足に得ませんでした。	提案対象となる特例政令第11条第1項第6号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定するコンテスト形式、いわゆるコンペ方式を想定したものである。今回の提案により、特例政令の適用を受ける建築物に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定ことができ、職員の仕様書作成に要する業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第6号(h)	総務省、外務省	長野県	川崎市、熊本市	○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術、創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の実績がある。 ○システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体から仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)以下、「地方特例政令」は、平成7年の政府調達に関する協定(以下、「政府調達協定」)及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された「政府調達協定」以下、「改正政府調達協定」を実施するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令である。地方特例政令第11条第1項第6号については、政府調達協定15条1(i)(現行は改正政府調達協定13条1(h))を要して規定されたものである。当該「都道府県等政府調達協定付表2機関」による調達に関する協定に当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当時の質疑応答においても当該提案と同趣旨の質問に対して「この規定は建築物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいずれも該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。(なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。)	
274	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に関する地方公共団体(市町村)への財産管理入選人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人・民法第25条～第29条、相続財産管理人・民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立ができないこととされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家であれば利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空き家対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立ができないと、同空き家の活用や除却の進展が遅り、空き家問題に対する適切な対処が不十分なものとなる。空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空き家特措法で規定される「特定空き家等」にまで至ってしまう差違が高い。平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第36条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が与えられたことを踏まえ、空き家法上の「空き家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空き家対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大府市、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空き家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空き等)にはまだ認定できないがあり、対応に苦慮している。 ○これまで5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空き家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要など、空き家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。 ○本市では、条例に基づき応急措置を行った所有者不明空き家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空き家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空き家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空き家が老朽化し、措置が必要となるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てできれば空き家対策に有効だと考える。 ○本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考える、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考える。 ○本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどのなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに置いているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空き家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申立が可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えるが、申立てに伴う裁判所への預納金納付に対する負担軽減がかわせて必要と考える。 ○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空き家に認定するほど老朽化していない空き家が一定数存在する。そういった空き家の解消が期待できる。 ○本市には、相続人不存在の特定空き家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道側へ倒壊するおそれがあったため、路式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合であれば、財産管理人選任の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申立立てを行うことができるようになれば、特定空き家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。	【総務省】 空き家管理のための財産管理制度的活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空き家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度的活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。 【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立をすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空き家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理にしているの利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。 したがって、ご指摘の法改正の要件については、不在者等の利益の保護という財産管理制度的趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 なお、空き家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要であると認められるとは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申立てをすることができる。管理人は不在者の財産の全額を管理することができるため、空き家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空き家についても管理をすることができることとされている。 【国土交通省】 空き家管理のための財産管理制度的活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国土交通省としては、地方公共団体が空き家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度的活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。	
275	B	地方に対する規制緩和	その他	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていたが、使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。 昭和15年の名古屋高裁で未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。との判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。 未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期間以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。 市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	・保存スペースの確保が不要となる。 ・保存に係る費用を削減できる。 ・塗料や流出などセキュリティ上の問題が解消できる。 ※保存にあたっては、施設できるスペースを確保する等十分に配慮するが、未使用の投票用紙が流出した場合、不正利用による、選挙制度の信頼に関わる重大な事象が生じることとなる。	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	総務省	指定都市市長会	盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大崎市、山陰小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本県、中津市、宮崎市、鹿児島市	○未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生みだしたケースがある。 ○特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となっており対応に苦慮している。 ○保管庫に発生した火災に係る経費負担に苦慮している。 ○朝日投票所や当日投票所の増設等で選挙用品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。	公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第45条の投票に関する書類は、投票録、開票録及び有効無効投票等とあわせて、投票の行われた状況を明らかにするものであり、投票が適法に行われたか否かの証拠となるものである。未使用の投票用紙についても、昭和51年6月18日の名古屋高裁の判決において、「その性質上それが適正に管理され残存すること自体が適正に施行されたことの証拠となるものであるから、これら同条所定の投票に関する書類にあたるものと解するのが相当である」とされている。これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当選の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも想定される。最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査の投票用紙についても同様の取扱と解されている。 以上が現行法令の解釈である一方で、未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているため、法制的な面をきめどのような対応ができるのか検討してまいります。	

総務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に 対する代執行時の 不動産の取扱い についての明確 化	空家等対策の推進に関する特別 措置法第14条における代執行時 の特定空家等の中の不動産の取 扱いについて、具体的な保管期 間及び保管期間経過後に市町村 長が当該不動産を処分できるこ とを、空家等対策の推進に関す る特別措置法上に規定していた きたい。	代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、空家等対策の推進に 関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにす ぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、 その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の不動産は市の所有施設 の一室に一時的に保管することと、 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないもの の、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまで保管しておくというわ けではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談 したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いす れからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、不動産の処分に対して所有者等から 損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを 主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるな ど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	代執行時の不動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過 後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明 記することにより、代執行時の不動産を適正に管理することができ る。	空家等対策の推進に関 する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措 置」に関する適切な実施 を図るために必要な指 針(ガイドライン)	総務省、国土交 通省	指定都市市 長会		須賀川市、三鷹 市、大塚市、多 治見市、豊橋 市、京都市、八 尾市、神戸市、 松山市、大村 市、宮崎市	○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には不動産についての取扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考 えられ、統一ルールを設けてほしい。 ○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。統一ルールを明確にしてほしい。 ○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中 で解消されることを期待するものである。 ○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実案件数 は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体で代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案とおり特別措 置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体後押しになるものとする。 ○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の不動産の取扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の 結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。 ○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の不動産の取扱いについて、統一ルールがある方が望ましいと思 える。 ○本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、不動産の取扱いに 苦慮すること想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 ○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、不動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。 不動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一した基準が求められて いる。 ○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。 また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置物等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。	【総務省】 空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることは理解するもの である。これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績が あるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが 常態化しているものであることに鑑み、合理的に対応していただいているものと思われ る。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握し ていない。代執行又は略式代執行によって除却する空き家が当該空家に残 された不動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に不動産の管理について法定 化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市 町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそ れもあると考えられる。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という)は、使用されていな いことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消する ための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与える とはされていない不動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考に して、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考え る。地方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることは 理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件 を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用 されていないことが常態化しているものであることに鑑み、合理的に対応していただ いているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起され たケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や 当該空き家に残された不動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に不動産の管 理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要とな り、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を 増大させるおそれもあると考えられる。 なお、本提案にあるような不動産の取扱いは財産権そのもの問題であり、本来は、空 家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題 として議論されるべきである。
287	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空き家 に係る不動産登 記法の表題部 記載事項(面積、 建築年、建物 図面等)等に 相当する固定 資産情報の調 査権限の付与	未登記の空き家について、固定 資産税の課税情報のうち、不動 産登記法の表題部記載事項(面積、 建築年、建物図面等)などに 相当する情報の調査権限を与え て欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握 する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25 号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者 情報に限られており、課税情報から空き家の属性を知ることができない。現 行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組 みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になると はいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進 む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいことも限らない。 特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導をしているが、空き 家の属性が分からずままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具 体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。 こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題部を、所有者 が申請していない事実を鑑み、本市の空家等対策条例の制定過程で所有者 情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協 議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税 義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及 び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に 違反するため不採用となった経緯がある。	特定空家等に至らない予備軍の所有者への助言・指導を円滑に 行うことが可能となり、空き家等の適正管理の促進に繋がる。	空家等対策の推進に関 する特別措置法 固定資産税の課税の ために利用する目的で保 有する空家等の所有者 に関する情報の内部利 用等について(平成27年 2月26日付け国住備第 943号・総行地第25号)	総務省、国土交 通省	羽島市	別紙あり	須賀川市、ひた ちなか市、三鷹 市、川崎市、多 治見市、京都市、 米子市、大 村市、宮崎市	○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができ る。また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。 ○同様の事案について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。 ○概観調査だけでは建物属性の情報が乏しく、空き家の利活用に向けた指導の判断材料としても固定資産税の所有者の情報は有効であ る。課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同す る。 ○未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手がかりとなるが、固定資産の詳細に係る情報につ いて、現法では明細に調査権が与えられていない。推定される所有者が既にくっついており、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特 定するのが困難である。こうしたことから、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項 (面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空き家対策に有効であるため。	【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22 条に基づく守秘義務が課せられている。 空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の適切な管理を進めるた めに「この法律の施行のために必要な限度」において「氏名その他の空家等の所有 者等に関する情報の内部利用が可能とされている。 これは、空家対策を効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い 一方で、現況が空家であるその把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不 明である所有者等に関する情報を提供すること公益性に鑑みて、例外的に措置したもの であり、対象も所有者等に関する情報に限定しているところ。 提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場 合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考え られる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているか、まずは関係者庁に おいて実態を把握していただく必要があると考えている。 【国土交通省】 ご提案のような固定資産税に係る情報の内部利用が可能であるかについては、固定 資産税を所管する総務省の見解次第ではあるが、そもそも空き家の中で未登記建築 物がどれほど多いか不明であること、また、空き家の面積等がわかることが空き家 の除却や活用の具体的提案につながるこの関係性が不透明であり、ご提案を実現し た際の効果は疑問である。 そのため、まずは未登記建築物の存在がどれほど空き家対策を進める上で支障とな っているか、また、空き家の除却や活用の提案にあたり、空き家の面積等が判明し たことのように除却や活用に結びついたか実際の事例を交えて詳細をご説明し ただかなければ本提案の必要性について理解が進まないところであるが、いずれに しても、除却や活用に際する目安をつかむにあたり、必ずしも厳密な面積等が必要で あるとは考えられず、外見で判断するなど簡易な代替手段があると思われる。 また、厳密な面積等が極めて有用なケースがあるとしても、提案主体が述べてい るとおり所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法(提案主体は、同 意が得られるか不明とするが、そうした同意も得られないケースで、その後除却や活 用に向けた積極的な話し合いが進むとも思えず、所有者に対する積極的なアプ ローチを目的とした本提案のような場面においては、その前段として固定資産税情報閲覧 の同意を得られるようにすべきと考えられる。)や、空家等対策の推進に関する特別 措置法第14条第1項から第3項までの規定を施行するためであれば、「空家等」に対 して立入調査を行うという方法も考えられる。

総務省(内閣府と関係省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
298	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。	【現行制度】 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。 また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。) 【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならない、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。 なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。 そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で敢えて都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにもかかわらず、	年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなるとともに、国が補助事業者との間で直接交付事務を行うことで、より適正で迅速・確実な予算執行が期待される。	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省、厚生労働省	鳥取県			宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩手県、宮崎県	○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負担がかかっている。	【総務省】 個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るため、都道府県に市町村(特別区を含む、以下同じ。)における算定等の取りまとめを実施していただいているところであり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。 なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。 【厚生労働省】 国民健康保険組合(以下、「国保組合」という)は、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け設立されている。国保組合の予算・決算については都道府県への届出を求められていることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る申請等の手続きについても、都道府県における審査が必要であると考えられるため、引き続き、都道府県を経由した申請としたい。 なお、当該補助金は要件に合致した国保組合を所管する都道府県への交付を予定しているが、提案団体へは要件に合致する国保組合はないため事務は生じないものと考えている。